

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 6 月 13 日
開会時刻	午前 10 時 00 分
閉会時刻	午前 10 時 27 分
出席委員名	◎ 杉村 定男 ○ 野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦
欠席委員名	
署名者	世古 明 福井 輝夫
担当書記	津村 将彦
審議議案	所管事務調査 防災対策に関する事項 所管事務調査 ふるさと未来づくりに関する事項
説明者	検査担当参事、検査室副参事 総務部長、総務部理事、総務部参事、総務課長 管財契約課長、危機管理課長、収税課長、債権回収対策室長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事、広報広聴課長 環境生活部長、環境生活部参事 健康福祉部長、健康福祉部次長、医療保険課長 医療保険課副参事、こども課長 二見総合支所長、御園総合支所長 消防長、消防次長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、「防災対策に関する事項」及び「ふるさと未来づくりに関する事項」について報告を受け、質疑ののち委員会を閉会した。

開会 午前 10 時 00 分

◎杉村定男委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者 2 名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名にお願いをいたします。

本日、御審査いただきます案件は、当委員会の所管事務調査となっております、『防災対策について』及び『ふるさと未来づくりについて』の 2 件であります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

【防災対策について】

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに『防災対策』についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

それでは、昨年度から危機管理課で進めております、避難所見直し作業の進捗状況につきまして報告を申し上げます。

お手元に「資料 1 - ① 避難所の見直しに関する進捗状況について」と、「資料 1 - ② 災害から身を守るために！」と書いたカラー刷りの資料、「資料 1 - ③ 避難所指定基準案」の冊子、の 3 種類を用意いたしました。

まず、資料 1 - ①により、これまでの経過について説明いたします。

「1 平成 23 年 6 月の総務政策委員会での説明」ですが、昨年 6 月 7 日の総務政策委員会で、避難所見直しの必要性について報告をさせていただきました。

その内容としましては、市内の避難所について、基本的には風水害・震災とともに市町村合併以前の避難所がそのまま指定されており、見直しがされていないこと。

また、その数が多く、災害時に全ての避難所に職員を張り付け、運営していくことが現実的には難しい状況であること。

さらに、河川の氾濫や津波の浸水想定区域内においても多くの避難所が指定されており、津波の浸水想定区域が変更される可能性により、その見直しを行う必要があるというもので、平成 24 年度末を完了目標といたしました。

そして、「2 経営戦略会議で手順を確認」といたしまして、昨年 8 月 2 日の第 6 回経営戦略会議において、避難所見直しを行うための手順について、避難所検討専門委員会及び庁内ワーキンググループからの意見を踏まえて見直しを行うということを確認いたしました。

ここで言う避難所検討専門委員会ですが、その下に注釈を付けさせていただきました。

市の防災対応の基本となる伊勢市防災計画を、法律に基づいて作成する伊勢市防災会議の中に、避難所の見直しに関するこことを専門的に調査するため、伊勢市防災会議条例第 4 条により設置した委員会で、市役所の全ての部から課長級以上の職員を選出し、三重県民センター地域・防災課長、三重大学川口准教授をもって構成をしております。

また庁内ワーキンググループは、市役所内の全ての部から若手職員を選出し、構成するグループであります。

「3 その後の経過」としましては、昨年 8 月 17 日、危機管理課から、避難所の基準案に対する意見を全ての課に照会し、9 月 30 日には庁内ワーキンググループを開催し、各課から回答のあった意見について、基準に反映させる必要があるものの精査を行いました。

その後、11 月 28 日の第 1 回避難所検討専門委員会に始まり、去る 6 月 4 日の第 5 回専門委員会までの間、さまざまな検討を重ね、避難所指定基準素案としてまとめてまいりました。

また、3 月 29 日には伊勢市防災会議において、専門委員会で調査・検討しました成果を報告いたしました。

続きまして、資料 1 - ①の 2 ページをご覧ください。

現時点で、市の避難所として指定するための考え方をまとめたものが避難所指定基準素案になりますが、これは資料 1 - ③として付けさせていただいております。

その概要ですが、まず（1）としまして、災害が重なった場合でも安全に避難できることを条件とし、危険箇所を避難所としての指定をしないこととしております。

そして（2）としまして、市が指定する避難所は指定避難所、津波緊急避難場所、要援護者避難所の 3 種類とします。

ここで、「資料 1 - ③ 避難所指定基準素案」の 1 ページにあります図 1 の 1 も併せてご覧ください。

従来、市の避難所は、図の左側にありますように、風水害と震災とに災害を区分し、それぞれに一次（緊急）避難場所と二次（収容）避難場所という形で指定をしておりました。

これを図の右側のピンク色の部分のように変更いたします。

「①指定避難所」は、想定される各種災害から身の安全が確保できる施設を指定することとし、職員を派遣して市が開設をいたします。

原則として、学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設を想定しております。

「②津波緊急避難所（場所）」は、想定される最大の津波から身の安全が確保できる施設を指定しますが、浸水想定区域内では平成13年6月の内閣府による津波避難ビル等に係るガイドラインに適合していない施設も含まれることになってしまいます。

基本的には、津波から一時的に避難をする施設（場所）であり、避難生活をする場所ではないと考えます。

「③要援護者避難所」は、伊勢市と災害時の利用について協定を締結していただいている施設を指定します。

ただし、今後想定される各種災害からの安全性の検証を行う必要があると考えております。

現在、13施設と協定を締結しております。

なお、運営につきましては施設管理者にお願いすることとしております。

続きまして、(3)ですが、自治会が自主的に開設、運営する自治会避難所を自治会からの届けにより認定してまいります。

これも、自治会から届けを受け、市が想定される各種災害からの安全性の確認を行う予定であります。

これら4種類の避難所は、各種災害から身の安全を確保するための場所であり、長期間にわたって避難生活を送る場所ではありません。

(4)は避難生活施設に関する記述で、避難を行った後、住家が被害を受けた等の理由で帰宅できない方のために、体育館等を避難生活施設として開設いたします。

以上がその概要になります。詳細につきましては、避難所基準案、ボリュームがかなりありますので、また別途ご覧いただければと思います。

続きまして、今後のスケジュールですが、6月25日から8月10日までの間、避難所指定基準案に関する市民との意見交換会を、小学校区単位で24回開催する予定です。

その際の資料としましては、お手元の「資料1-② 災害から身を守るために！」と書いたカラー刷りの資料を中心に説明をさせていただく予定です。

そして、意見交換会でいただいた御意見について、避難所検討専門委員会で精査・見直し等を行った後、その基準案を基に、9月から11月ごろにかけまして、パブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントでいただいた御意見につきましても同様に、避難所検討専門委員会で精査・見直し等を行った後、再度議会に報告を申し上げ、今年度中には伊勢市防災会議において避難所指定基準を確定していただくこととしております。

また、その作業と平行いたしまして、6月から11月ごろにかけて民間施設の避難所候

補の抽出を行い、津波緊急避難所（場所）として避難所指定の御協力をいただける事業者様等に対し、市からお願ひをしていく予定であります。

以上が避難所見直し作業の進捗状況につきましての報告です。

最後に、「資料 1 - ①」 3 ページにございます、その他としまして、「1 外付け階段及び屋上フェンス設置工事」につきましての報告をさせていただきます。

現在、危機管理課では、津波避難対策として、市民の緊急避難が可能となるよう、津波浸水区域内の学校に校舎屋上への外付け階段等を設置するよう事業を進めております。

当初の予定では、そこにありますように、有緝小、神社小、大湊小、浜郷小、豊浜東小、豊浜西小、北浜小、東大淀小、厚生中、港中、豊浜中、北浜中、御園中の 13 校としておりました。

ここに御園小学校 1 校を追加させていただくこととしました。

その理由としましては、今年 3 月に三重県が公表しました津波浸水予測図では、御園小学校の津波による浸水深が 0 から 1 m、約 60cm でありましたが、その後この避難所見直しに関連しまして、国土交通省の最新標高データで御園小学校の標高を確認しましたところ、県のデータよりも標高が約 90cm 低いということが分かりまして、浸水深が 1 メートル 55 センチになるとの予測結果が出ました。

市としましては、当初、津波による浸水深が 1 m 以上の学校に対し、屋上への外付け階段等を設置する方針としておりましたことから、御園小学校 1 校を追加させていただくというものです。

また、設計段階で各学校との打ち合わせを行いました際、児童生徒の安全の確保のため各種追加工事等も必要となってまいりました。

これらのことから、当初予算 1 億 2,066 万 6 千円に対しまして、約 2 千万円の不足が生じることとなりました。

しかし、いつ起るかも知れない 3 連動地震による津波から、市民を守る対策であること、また学校の授業に影響が出ないよう、夏休み期間中に基本工事を終えたいという理由から、危機管理課の他の工事請負費から予算の一部を流用させていただいて進めさせていただいております。その点も合わせて報告をさせていただきます。

以上、長くなりましたが、よろしくお願ひいたします。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御発言はありませんか。

長田 委員。

○長田朗委員

1 点お尋ねします。

避難所指定基準案の 12 ページです。今回の見直しというのは非常に大事なことで、早速こうやって形のある形にしてもらったというのは非常に評価するところであります。

この問題は各市町に共通な部分と、それと例えば伊勢であれば伊勢ならではの特化し

た対策という、2つの要素があるのではないかというふうに思います。

この素案を見せてもらう限りですね、全てのまちに共通な部分というのはかなり考えてくれてあるのですけれども、この伊勢のまちに特化したような対策というのがちょっと少ないのではないかというふうに感じたのです。

というのは12ページを開けていただきましたけれども、その5番に帰宅困難者の項目がございます。

その中に帰宅が困難になった者が、ということで、例えば通勤とか通学とか来訪等というふうに書いてありますけれども、もちろん通学の場合は学校がそれぞれマニュアルを作るなりして、その学校が対応するとか、或いは通勤については事業所が対応するとかいうのは分かるのです。

しかし観光客の対応については、1商店が対応するというのはなかなか難しいので、市がイニシアチブを取って、その方向性を決めなければいけないというふうに私は思うのです。

そういう流れの中で、去年と一昨年についておはらいまち会議に委託事業として、帰宅困難者、特に観光客等の誘導も含めて研究をしてもらったと。その結果も出てきたわけで、そういう報告がここにもう少し盛られてもいいのではないかと。

そうすると見た時に伊勢の匂いがするというか、伊勢の避難所の素案であるということで、そういう特色も出るのではないかというふうに思いながら読ませていただいたのですけれども、なかったということで、そのへんについての見解をお答えいただきましょくか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

今、委員がおっしゃられたおはらいまち会議ですとか、二見地域におきましても独自に観光事業者を対象とした取組み等をしていただいておりますので、そういったこともここに入れられるかどうか検討してまいりたいと思います。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

ありがとうございます。

そういう形で伊勢ならではというふうなものができると、我々もこれを見た時に、いざという時、対応もできますし、市民に対しても大きく、避難所の基準ということで示されるわけで、そういうふうな形で全体が共有できる、それがいざとなった時に皆が正しい方向に動けるようなことになるのではないかと思いますので、是非よろしくお願ひします。以上です。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

中川委員。

○中川幸久委員

このカラー刷りで、災害想定、津波それから洪水想定の図があるのですけれども、先般国が3連動で大規模な見直しを行って、相当数字が今、新聞などで先行しているような気配ということなのですけれども、この図といわゆる国が言っている図とは違いますよね。

となりますが、今後このへんの見直しを含めて、避難所というのは見直さなければいけないと思いますし、東北地震の津波なんかを見てみると、相当激しく平野部が傷め付けられておりますので、それを想定すると、決して政府が言っている数字というのは無視できないのではないだろうかと、こういうふうに感じているわけですけれども、このへんの基準はどういうふうに見直されるわけですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

先ほど委員が御指摘の件ですけれども、実際に3月31日に国のほうが発表しました津波高につきましては、7.3メートルというような数字が出ております。

ただこれについては現時点で、伊勢に最大津波がこれくらいのものが来るであろうという想定でして、それがどれくらいの浸水に及ぶのかというような、具体的なことまでまだ示されていないということで、現時点としましては、この県の推計値によって計画を立てていくということとさせていただいております。

今後、国の方から新たな指針等が出てまいりましたら、それをどういうふうに今後また調整していくのかということについては、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎杉村定男委員長

中川委員。

○中川幸久委員

いろんな知見があると思うのですけれども、伊勢は伊勢なりに、報告を待っているというのではなくて、ちょっと先行するような形でないと、やっぱり住民は不安が非常にありますので、何かその待っているというのがどうも私としては言葉的に気に入らないものがありまして、日々我々も、どこに避難したらいいのかなと思って、ずっと頭の片隅にいるわけですから、おそらく市民の皆さんもそういう気持ちがあるので、ちょっと

早晚、例えば江戸時代に起こった、ちらっと聞いた時には大湊の松林を越えちゃったとか、過去に実際そんな、忘れたころにやってくる部分ですから、結果的には過去の部分を忘れているわけですよ。

そういう部分を踏まえて、もう少し知見的なことも早く拾い上げて、やっていただきたいなど、こういうふうに思うのですけれども、いかがですか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

現在としましては、まだ具体的などういうふうな対策をしていけばいいかという、基になるものはありませんので、ひとまずは今、お示ししている状況ということで、もし津波が来るということであれば、なるだけ遠い所、なるだけ高い所に避難をしていただくということを市民の皆さんにPR、啓発等してまいりたいというふうに考えております。

ただ7メートルどれだけかの津波が来るということで、それをハード面で対応していくということには無理があるかと思いますので、そういう対策をこれからしていくなければいけないのかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

◎杉村定男委員長

中川委員。

○中川幸久委員

今、説明していることはそのとおりだと思うのですけれども、より高い所というのは具体的にどこなのですかね。

今の時点で、市民の皆さんがあの場所をどういうふうに把握されているのか。

◎杉村定男委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

それにつきましては、この避難所の見直しにつきまして基準を定めた後、ハザードマップを作らせてもらう予定であります。

そういうところに反映等させていただきたいというふうに考えておりますが、自分の住んでいる地域からどこへ逃げるのが一番いいかというのを、家族、自治会等で話し合っていただいて、普段から意識を持っていただくというふうなことを今後、PR、啓発していくみたいというふうに考えております。

◎杉村定男委員長

中川委員。

○中川幸久委員

市民全員というわけにはいかないと思うのですけれども、いわゆる高台の人は地震の耐震を含めてそのへんに対応を取ればいい。津波の場合は伊勢平野、海拔3~4メートル、平均で3~4メートルですよね。

ほとんどが浸水箇所があるわけですよ。

それでいわゆる避難弱者を含めて、市として全員を助ける気持ちでまず検討しなければいけないと思うのです。

それを百束一絡げでやってしまうと、非常に皆が助からない部分があると思うので、ちょっと何か色づけしながら検討して欲しいなど、これは要望です。いいです。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

よろしいですか。御発言もないようありますので、以上で審査を終わりたいと思います。

続きまして自由討議に入りたいと思いますが、討議はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討議もないようありますので、以上で討議を終わりたいと思います。

お諮りいたします。本件につきましては当委員会の所管事務調査になっておりますので、引き続き調査を継続していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【ふるさと未来づくりについて】

◎杉村定男委員長

次に『ふるさと未来づくり』についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部参事。

○奥野やす子環境生活部参事

それでは、「ふるさと未来づくり」その後の経過について御説明させていただきます。

本年2月17日開催の総務政策委員会で御協議いただき、現状での地区での進捗状況を考慮する中で、制度開始を平成25年度から平成27年度とすることで2年間の延長についてお認めいただきました。

以降、各地区での説明会等をさせていただきながら、地区での理解浸透と早い段階での「地区みらい会議」の設立をお願いしており、具体的な動きがあった地区を中心に御報告させていただきたいと思います。

「資料2 ふるさと未来づくり学区別進捗状況表（24.5.31現在）」を御覧下さい。

まず、下線を引いた部分が、前回の2月17日の総務政策委員会に報告させていただいた以降に進捗があったところです。

具体的には、4月1日に明倫地区まちづくり協議会、5月29日に神社地区まちづくり協議会の2地区が正式に立ち上がり、平成24年5月末現在、地区みらい会議設立済が5地区（6小学校区）、準備会設立済が3地区、未設立地区が15地区となっており、設立地区が2地区増となっております。

恐れ入ります、1ページを御覧下さい。

明倫地区につきましては、地区内の各種団体に参画いただく中で、今年度中にまちづくり計画を策定し、12月には委員会活動を開始する予定となっております。

神社地区につきましては、5月29日に設立されたばかりですが、まちづくり計画を策定し、3つのテーマに分かれて、各委員会で活動する予定となっております。

1枚めくっていただきまして2ページを御覧下さい。

準備会設立済地区は3地区となっております。

まず、修道地区につきましては、3月に関係団体から代議員を選出いただき、一般公募での代議員も募集する中、先日、参画予定の36名の代議員で全体会議を開催しました。

全体での意思統一を図り、来たる16日（土）には、設立総会を開催していただく運びとなりました。

佐八地区につきましても、24年度中の設立を目指しその準備を進めていただいておりますし、御園地区につきましても、準備会メンバーの変更を行いながら具体的な協議を進めることとなっております。

3ページ以降には、準備会未設立の15地区の状況をお示ししております。

地区によって進捗状況に差異はありますが、中島・大湊・二見などいくつかの地区におきまして、設立に向け前向きな検討をいただいている状況でございますし、まずは、自治会の課題を話し合う中で、共通の課題について意見交換をしていただいている地区もいくつかございます。

いずれにいたしましても、地区担当者とともに各地区へ御説明する中で、自治会を中心とした地区住民の御理解をいただきながら、早い段階での正式な地区みらい会議の設立を目指してまいりたいと考えておりますので御支援、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、「ふるさと未来づくり」その後の経過について御説明させていただきました。よ

ろしくお願いします。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

お諮りいたします。本件につきましても当委員会の所管事務調査となっておりますので、引き続き調査を継続したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で御審査願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会したいと思います。

閉会 午前 10 時 27 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員